入　札　説　明　書

件　名　　ＬＥＤ投光器セット

仙　　台　　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量
(2)　調達物品の特質等
(3)　納入場所
(4)　納入期限

} 別記の１

2　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本市の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の９により申請した者も含む。）
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当すること。（別記の９により申請した者も含む。）

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，別添一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）を，入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお，「同等品申請書兼承認書」（別紙）については，競争入札参加の前に発注課の承認を受けること。

4　入札保証金

入札保証金は免除する。

5　入札及び開札

(1) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。この場合において，当該仕様書について疑義がある場合は，関係職員に説明を求めることができる。
(2) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
(3) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。
(4) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(5) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証，ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ，会社発行の写真付身分証ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(7) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(8) 競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(9) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　供給物品名（件名）　**「ＬＥＤ投光器セット」**

イ　入札金額

ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示とし，**総額（消費税及び地方消費税額抜き）**で入札すること。

(11)　競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。

なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(12)　競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(13)　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(15)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(16)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の７の(2)のとおりとする。

(17)　入札・開札日時及び場所は，別記の７の(2)のとおりとする。

(18)　競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(19)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）

(20)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(21)　入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止すること

がある。

(22)　入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

(23)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(24)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書

(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書

(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書

(11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(12) 公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(13)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 製造請負契約について，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

(4) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(5) 落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取り交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

8　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定者を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「2　入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

9　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

10　保留条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

11　契約保証金

契約保証金は免除する。

12　議会の議決に付すべき契約

本件調達の契約は，議会の議決に付すべき財産の取得に該当するため，契約の相手方となる者は，まず本市と仮契約を締結し，議会の議決が得られた後に本契約を締結するものとする。但し，仮契約を締結した後，議会の議決があるまでに仮契約の相手方に反社会的行為があったと認めるときは，当該仮契約を解除することがある。

13　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

14　支払いの条件

納入物品の代金は，検査合格後請求により30日以内に支払う。

15　契約条項

別紙契約書案，規則及び特例規則による。

16　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当

該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２(1) に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

1　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名（件名）及び予定数量

ＬＥＤ投光器セット（投光器2台，三脚1台，収納保管用ケース1個，コードリール1個）

①教室用　　388セット

②体育館用　582セット

(2) 調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

(3) 納入場所

①仙台市の指定避難所となっている仙台市立小・中・高等学校等のうち，中野小学校，荒浜小学校，東六郷小学校を除く191校

②消防局減災推進課

(4) 納入期限

平成24年12月27日

2　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「機械・器具」「電気機械・器具」「消防・標識」で申請している者であること。

3　入札説明書等の公開期間及び入手方法

(1) 公開期間　平成24年7月3日から

(2) 入手方法　仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。

http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

4　一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成24年7月3日から平成24年7月20日 17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

5　仕様書について質問書の提出期間・場所等

(1) 提出期間　平成24年7月3日から平成24年7月20日 17時まで

(2) 提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

6　入札参加資格の審査結果通知期限

平成24年7月31日

7　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）
（調達責任者）　仙台市長　奥山　恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成24年8月7日　　10時40分

イ　場　所　　仙台市財政局契約課入札室

※　郵送による場合

(ｱ)　受領期間　　平成24年7月31日から平成24年8月6日

(ｲ)　受領期限　　平成24年8月6日

(ｳ)　住　　所

（郵便番号）　980-8671

（所　在　地）　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

（担　当　課）　仙台市財政局契約課（物品契約係）

8　その他

参考規格以外のメーカーの同等品を使用する場合は，事前に「同等品申請書兼承認書」(別紙)により仙台市消防局減災推進課の承認を得た上で，申請書提出時までに本書を契約課に提出すること。

9　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので，本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成24年7月3日から平成24年7月20日 17時まで

(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）

(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料

(4)　提出方法　持参すること。

留　意　事　項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

№	項　　目
1	一般競争入札参加申請書
2	誓約書（要綱　別記様式）
3	同等品申請書兼承認書（別紙） ※同等品を申請する場合のみ

●　入札時の必要書類等

№	項　　目
1	一般競争入札参加資格認定通知書　　（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）
4	入札書（本市様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。

（案）　　㊞

契　約　番　号

売　買　契　約　書

第　　号

1　物件の名称　----------

2　規格・数量　　別記内訳書記載のとおり

3　契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　免　　除

5　納 入 場 所　----------

6　納 入 期 限　　平成　　年　　月　　日

上記の物件について，仙台市を発注者，消費税及び地方消費税に係る

〔課／免〕税業者　　を受注者とし，

次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

発注者　　仙　台　市

代表者　市　長　　奥　山　恵　美　子　㊞

住　所

受注者

氏　名　　㊞

（総則）

第１条　受注者は，発注者に対して頭書の物件を内訳書，仕様書及び図面に基づき，頭書の契約金額をもって，頭書の納入期限内に納入しなければならない。

２　受注者は，発注者から特に指示を受けたときは，頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。

（納入の通知）

第２条　受注者は，物件を納入したときは，直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。前条第２項の規定により分納する場合も同様とする。

（検査）

第３条　発注者は，前条の規定により納入の通知を受けたときは，その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

２　受注者は，前項の検査に立会わないときは，その検査の結果につき，立会わないことによる異議を申し立てることはできない。

３　第１項の検査に合格しないときは，受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い，納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については，前条及び前２項の規定を準用する。

（物件の引渡）

第４条　受注者は，納入物件が発注者の行う検査に合格したときは，納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

（一般的損害）

第５条　物件の引渡し前に，納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし，その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については，この限りでない。

（受注者の請求による納入期限の延長）

第６条　受注者は，天災地変その他その責めに帰することができない事由により，納入期限内に納入することができないときは，納入期限内に発注者に対して，その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は，発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（受注者の履行遅滞の場合における違約金）

第７条　受注者の責めに帰すべき事由により，頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは，発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金を徴収するものとする。

２　前項の違約金は，遅滞日数１日につき契約金額（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差引いた額）の1,000分の１とする。

（契約代金の支払い等）

第８条　受注者は，頭書の物件のすべてについて第４条の規定による引渡しがあったのち，所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

２　発注者は，前項の請求があったときは，これを審査し，適正と認めたときは，その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし，やむを得ない理由があるときは，その期間を45日まで延長することができる。

３　受注者は，発注者の責めに帰すべき事由により，前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは，発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の計算の例に準じ同条第１項の主務大臣の決定する率をもって計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約保証金の還付等）

第９条　受注者の納付した契約保証金は，この契約の履行完了後，発注者から受注者へ還付するものとする。

２　受注者が契約上の義務を履行しないとき（第７条に定める履行遅滞の場合を除く。）は，契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし，受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が，契約保証金額に対して過不足ある場合は，発注者はその過不足額を追徴し，又は還付する。

（契約変更及び中止等）

第10条　発注者は，必要があるときは契約の内容を変更し，又は物件の納入を一時中止し，若しくはこれを打切ることができる。この場合において，納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）

第11条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2)　納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。

(3)　納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4)　前各号のほか，受注者がこの契約事項に違反し，その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

２　受注者は，次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約内容の変更により契約金額が３分の２以上減少するとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し，その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

３　前２項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成７年１２月２５日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 11 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

（1）受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

（2）受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

（3）受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（4）受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

（5）受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第 11 条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

３　前２項の規定により契約が解除された場合においては，第 11 条第３項の規定を準用する。

４　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

第12条　受注者は，発注者が特に承認した場合のほか，この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し，又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

第13条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

（補則）

第14条　この契約は仮契約とし，議会の議決が得られたとき本契約として成立する。

２　議会の議決が得られなかった場合，受注者は損害賠償の請求はしないものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

可決（発効）年月日　　年　　月　　日

㊞

内　　訳　　書

品　　名	規　　格	単位	数　量	単　価	金　　額
(1)小計（各行の金額をたし上げて計算する。）					
(2)消費税及び地方消費税（相当）額					
(3)契約金額					

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

質　問　事　項		回　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

印

入　札　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　本人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　代理人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所

委任者

氏　名　　印

私は　　を代理人と定め, 平成　　年　　月　　日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

(宛 て 先)

仙　台　市　長

住　所　○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号

委任者　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　○○　○○　　印

私は○○○○○○を代理人と定め, 平成○○年○○月○○日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　　○○○○○○○○○○

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑

印

ＬＥＤ投光器セット仕様書

１．品名・数量

(1)教室用投光器セット(投光器2台、三脚1台、収納保管用ｹｰｽ1個、ｺｰﾄﾞﾘｰﾙ1個)　388セット

（内　訳）

①	**投光器**	**776台**
②	**三脚**	**388台**
③	**収納保管用ケース**	**388個**
④	**コードリール**	**388個**

(2)体育館用投光器セット(投光器2台、三脚1台、収納保管用ｹｰｽ1個、ｺｰﾄﾞﾘｰﾙ1個)　582セット

（内　訳）

①	**投光器**	**1,164台**
②	**三脚**	**582台**
③	**収納保管用ケース**	**582個**
④	**コードリール**	**582個**

２．規格

(1)教室用投光器セット

① 投光器（ハタヤLEV-605　同等品以上）

ア．消費電力60W以下
イ．IP44(国際規格)以上の防水性能を有するもの
ウ．LED球で色温度が6,000Ｋ～6,500Ｋ
エ．4,650ルーメン以上の照度、照射角60°以上
オ．ア～エの規格を満たす投光器２台を②の三脚に据え付けた場合、三脚が伸張した場合でも十分なコードの長さのあるもの

② 三脚

ア．縮長使用時の高さが1.15メートル以内で、伸長時の高さが1.8メートル以上
イ．①の投光器２台を据え付け、保持するのに十分な強度を有する素材・構造のもの

③ 収納保管用ケース

ア．①の投光器２台及び②の三脚１台を収納・保管し、携行時に十分な強度を有する素材・構造のもの
イ．筐体上面１・側面１に、赤地に白文字で「仙台市災害対策備蓄品（投光器）」と表示、貼付する。貼付する素材は短辺５㎝×長辺35㎝程度の、容易に剥がれない耐候性の高いものとする。

④ コードリール（ニチドウ　コードリールNP-EB34 同等品以上）

ア．キャプタイヤコードを線材に採用し、長さは30ｍとする。
イ．漏電遮断機を設けるものとする。
ウ．筐体には容易に剥離しない素材にて、赤地に白文字で「仙台市災害対策備蓄品（投光器）」と表示、貼付する。

(2)体育館用投光器セット

① 投光器（日動LEDエコナイター　LEN-50D-ES-W　同等品以上）

ア．消費電力60W以下
イ．IP44(国際規格)以上の防水性能を有するもの
ウ．LED球で色温度が6,000Ｋ～6,500Ｋ
エ．5,000ルーメン以上の照度、照射角60°以上
オ．ア～エの規格を満たす投光器２台を②の三脚に据え付けた場合、三脚が伸張した場合でも十分なコードの長さのあるもの

② 三脚

ア．縮長使用時の高さが1.15メートル以内で、伸長時の高さが1.8メートル以上
イ．①の投光器２台を据え付け、保持するのに十分な強度を有する素材・構造のもの

③ 収納保管用ケース

ア．①の投光器２台及び②の三脚１台を収納・保管し、携行時に十分な強度を有する素材・構造のもの
イ．筐体上面１・側面１に、赤地に白文字で「仙台市災害対策備蓄品（投光器）」と表示、貼付する。貼付する素材は短辺５㎝×長辺35㎝程度の、容易に剥がれない耐候性の高いものとする。

④ コードリール（ニチドウ　コードリールNP-EB34 同等品以上）

ア．キャプタイヤコードを線材に採用し、長さは30ｍとする。
イ．漏電遮断機を設けるものとする。
ウ．筐体には容易に剥離しない素材にて、赤地に白文字で「仙台市災害対策備蓄品」と表示、貼付する。

３．納入期限

平成24年12月27日（木）

４．納入場所

(1)仙台市の指定避難所となっている仙台市立小・中・高等学校等194校のうち、中野小学校、荒浜小学校、東六郷小学校を除く191校
(2)消防局減災推進課

５．各納入場所への納入数量

(1) 学校（191校）
①教室用投光器セット　　各学校２セット　※計382セット
②体育館用投光器セット　各学校３セット　※計573セット

(2) 消防局減災推進課
①教室用投光器セット　　６セット
②体育館用投光器セット　９セット

６．その他

(1) 投光器２台及び三脚１台は、収納保管用ケースに入れた状態で納品すること。

(2) 参考品を示している物品について、同等品以上で対応する場合は、入札参加申請前に消防局減災推進課（以下、「発注課」という。）から別添「入札説明書」の別紙『同等品申請書兼承認書』で承認を受けること。

(3) 納品後、各物品のうちメーカーの取扱説明書があるものは、納品物品に備付けのものとは別に、発注課に２部提出すること（写し可）。

(4) 納品後、投光器、三脚、コードリールについて、メーカー作成の保証書を発注課に提出すること。

(5) 納品日時については、事前に発注課と調整すること。

(6) 各学校の具体的な納入場所・納品時の手続き等については、発注課の指示によること。

(7) 納入に係る運搬費は受注者負担とする。

(8) 納入完了後１年以内に、納品物品に受注者の責に帰する瑕疵が生じた場合は、受注者は、修繕・交換等の必要な措置を受注者側の負担により講ずるものとする。

以上

印

別紙

同等品申請書兼承認書

[LED 投光器セット]

品　名	メーカー	規　格	数　量	備　　考

以上のとおり同等品を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会　社　名

代 表 者 名　　印

上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局減災推進課長　印